

長 建 産 発 第 1 号
令 和 4 年 4 月 1 3 日

会 員 各 位

長 崎 県 建 設 産 業 団 体 連 合 会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記要綱について、令和4年2月24日付け「国土交通省における低入札価格調査基準の計算式の改定について」（国土交通省不動産・建設経済局建設業課長名）の通知（要請）を受けて、別添のとおり改正を行った旨、長崎県土木部長より通知がまいりましたのでお知らせ申し上げます。

記

[主な改正内容]

本県建設工事にかかる低入札価格調査基準価格について、上記の国土交通省通知と同一の算定方式に改正しようとするもの。

（旧）一般管理費等の額 × 55%

（新）一般管理費等の額 × 68%

[施行日]

令和4年4月1日以降に入札公告を行うものから適用する。